# 塩業界におけるカーボンニュートラルに向けた取組について (事務局説明資料)

令和5年4月27日 財務省理財局

# 大手塩製造業者の概観

● 国産塩を製造する大手塩製造業者は、平成9年4月の自由化直後、7社7工場存在したが、その後、廃業や工場の撤退があり、現在4社5工場となっている。

● このうち4工場が塩田の多かった瀬戸内地方に集中。

● 当該4社5工場で国産塩の99.9%を製造。

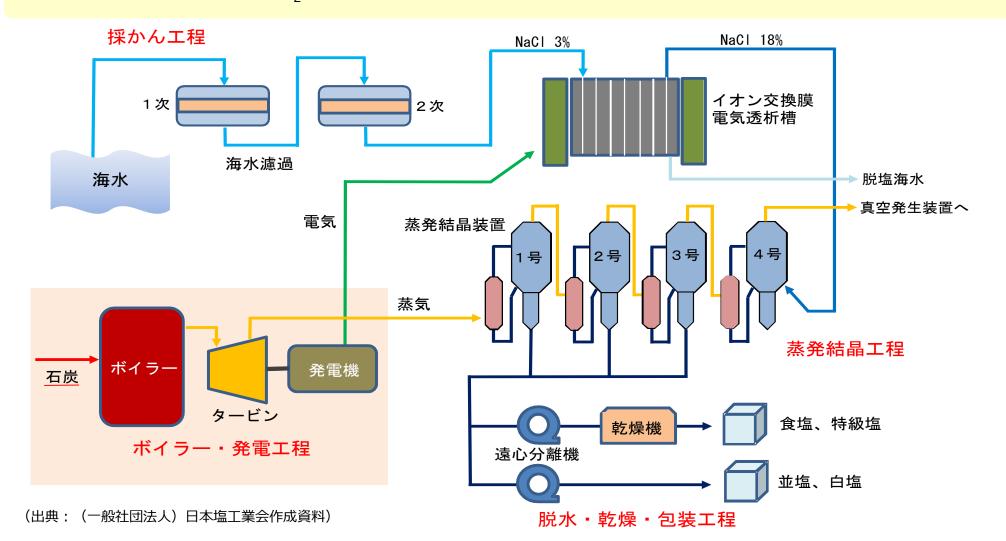
全工場において、イオン交換膜製法により塩の製造が行われている。

★:工場所在地



### イオン交換膜製法による塩の製造工程概要

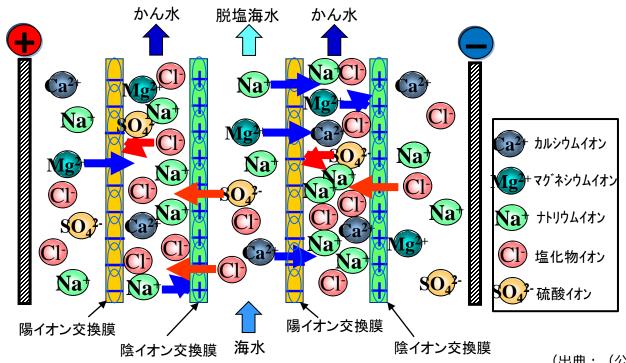
- 「イオン交換膜」は大量の電力を必要とするため、塩製造業者各社は自家発電により必要な電力を賄っている。
- 結晶工程においては水分を蒸発させるための熱(蒸気)も必要とすることから、安価かつ熱量の高い石炭ボイラーが採用され、 発電工程で発生する蒸気を活用することによりエネルギー効率を高めている。
- 一部の工場では、石炭に比べCOっ排出量の少ない天然ガス及びバイオマスへの燃料転換が行われている。



# (参考) イオン交換膜製法 (電気透析によりかん水を製造する方法)

- 海水からの塩の製造は、かん水(濃い海水)を造り(採かん工程)、水分を蒸発させ結晶を析出する(せん ごう工程)こととなる。
  - イオン交換膜製法は、採かん工程において、イオン交換膜と電気を利用してかん水を造る製造方法である。
- イオン交換膜には陽イオンだけを通す陽イオン膜と、陰イオンだけを通す陰イオン膜があり、この2種類の膜を交互に並べた槽に海水(塩分濃度3%)を入れ、電気を流すことにより、塩分濃度が20%程度のかん水が造られる。

#### (参考図)イオン交換膜製法の原理



(出典: (公財) 塩事業センター作成資料)

### 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について(国税庁パンフレット)

#### 1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

石油石炭税は、国内で採取される「原油」、「ガス状炭化水素」、「石炭」、保税地域から引き取られる「原油」、「石油製品」、「ガス状炭化水素」、「石炭」に対して課税されていますが、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、平成24年10月1日から適用されることとされました。

なお、具体的には、次のように段階的に実施することとされています。

課税物件	本則税率(石油石炭税法)	地球温暖化対策のための税率の特例 (租税特別措置法)		
		平成24年10月1日~	平成26年4月1日~	平成28年4月1日~
原油・石油製品	2,040円	2,290円	2,540円	2,800円
(1 k l 当たり)		(+250円)	(+500円)	(+760円)
ガス状炭化水素	1,080円	1,340円	1,600円	1,860円
(1t当たり)		(+260円)	(+520円)	(+780円)
石 炭	700円	920円	1,140円	1,370円
(1t当たり)		(+220円)	(+440円)	(+670円)

※カッコ書きは本則税率と特例税率との差額を表しています。

#### 3 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減

石炭のうち、次の①、②に掲げるものを保税地域から引き取ろうとする者が、<u>平成24年10月1日から 令和5年3月31日までに</u>、保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて引き取るときは、その引取り に係る石油石炭税については石油石炭税法による本則税率を適用することとされました。

- 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭
- ② イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭

# 令和5年度税制改正の大綱及び租税特別措置法(抄)

- 令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)(抄)
  - I 令和5年度税制改正
  - 四消費課税
    - 4 租税特別措置等

(国税)

〔延長·拡充等〕

- (3) 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。
- 租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)(抄)

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

- 第90条の3の3 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定用途石炭」という。) <u>を、保</u>税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定めるところにより、令和八年三月三十一日までに、納税地(石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。) <u>の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、同法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする</u>。
  - 一(略)
  - 二 <u>塩事業法(平成八年法律第三十九号)第二条第二項に規定する塩製造業者が自ら発電</u> (<u>電流を流すことにより海水を濃縮する方法として政令で定める方法による塩(同条第一項に規</u> 定する塩をいう。)の製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する石炭

# 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)(抜粋)

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

第1節 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、 挑戦を続けていく。

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

- 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策
- (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策
- ① エネルギー起源二酸化炭素 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策
  - A. 産業部門(製造事業者等)の取組
- (a) 産業界における自主的取組の推進
  - ○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証
    - (略)低炭素社会実行計画の目標、内容については、その自主性に委ねることによるメリットも踏まえつつ、社会的要請に応えるため、産業界は以下の観点に留意して計画を策定・実施し、定期的な評価・検証等を踏まえて随時見直しを行うこととする。
    - ① 低炭素社会実行計画を策定していない業種においては、京都議定書目標達成計画における自主行動計画に参加している業種はもとより、参加していない業種についても新規に策定するよう積極的に検討した結果、目標を策定した業種数は、2013年度の87から、2018年度には114に増加。引き続き、中小企業も含めた業界内カバー率の引上げに向けて努力する。

### 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)(抜粋)

- ② 低炭素社会実行計画における目標設定においては、温室効果ガスの排出削減の観点から、経済的に利用可能な最善の技術 (BAT: Best Available Technology)の最大限の導入、積極的な省エネルギー努力等を基に二酸化炭素削減目標を策定している。目標については、それが自ら行い得る最大限の目標水準であることを対外的に説明する。設定された目標水準の厳しさや産業界の努力の程度を評価することができるよう、我が国と各国とのエネルギー効率や二酸化炭素排出量の比較が可能となるようなデータの収集に努めることが重要である。また、BATやベストプラクティスについては、あらかじめ明示することにより、目標水準の達成状況だけでなく各業種においてなされた取組努力を評価することが可能になる。さらに、自主的目標を尊重しつつ、政府の2030年度目標との整合性や2050年のあるべき姿を見据えた2030年度目標設定、共通指標としての2013年度比の二酸化炭素排出削減率の統一的な見せ方等、検討を進める。技術の発展等により新たなBATの普及が可能となった場合には、柔軟に数値目標を引き上げるなど、不断の見直しを行う。
  - ※ 目標指標は、各業種の主体的な判断によって、エネルギー消費原単位、エネルギー消費量、二酸化炭素排出原単位、二酸化炭素排出量、BAU (Business As Usual) からの削減量のいずれかが主に選択されている。目標設定の在り方については、政府の2030年度目標との整合性を含め、引き続き検討していくことが重要である。
- ③ 低炭素社会実行計画では、実効性・透明性・信頼性を確保するため、これまで同様PDCAサイクルを推進する。その際、2030年に向けた計画等については長期の取組であることを踏まえ、2030年目標の業種間比較がしやすいように、前提となる条件を明確化し、透明性を確保しながら、社会・産業の構造の変化や技術革新の進歩など様々な要因を考慮していく。
- ④ ②で掲げた自らの排出削減目標(コミットメント)に加えて、脱炭素製品・サービスの提供を通じて、関連業種とも連携しながら、サプライチェーン全体の二酸化炭素排出量の削減に貢献する。さらに、地球温暖化防止に関する国民の意識や知識の向上にも取り組む。
- ⑤ 世界全体での地球温暖化対策への貢献の観点から、各業種は、脱炭素製品・サービス等の海外展開等を通じた世界規模での排出削減、地球温暖化防止対策のための意欲ある途上国への国際ルールに基づく技術・ノウハウの移転や、民間ベースの国際的な連携活動の強化等に積極的に取り組むとともに、各業種の事業分野に応じた取組による削減貢献を示していく。
- ⑥ 各業種は、2030年以降も見据えた中長期的視点で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた革新的技術の開発・実用化に積極的に取り組む。
- ⑦ また、低炭素社会実行計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うため、各業種において、 信頼性の高いデータに基づく国際比較等を行うとともに、積極的な対外発信を行う。
- ⑧ 2050年カーボンニュートラルや2030年度の削減目標の進捗状況を踏まえて、本計画の実効性・有効性を検証するとともに、業界が参画しやすいように、調査設計の簡素化等に取り組む。

上記①~⑧の観点に基づき、政府は、各業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画 に基づいて実施する取組について、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証及び低炭素社会実行計画の進め方の検討を 実施する。